令和４年度

消費生活行政概要

横須賀市

民生局　地域支援部

市民相談室　消費生活センター

目　　次

機構（令和５年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
組織の変遷について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

消費者啓発育成
１　消費者情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
２　消費者講座 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　食のセミナー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　悪質商法被害防止講座　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
５　高校生向けくらしの出前講座 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
６　くらしの移動教室 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
７　消費者啓発出前寄席 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
８　消費生活二法等立入検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
９　行政職員向け消費者問題講座 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６
10　悪質商法被害防止のための民生委員等研修会・・・・・・・・・ ７

消費生活相談
１　消費生活相談
（１）相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（２）年間相談日数と件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
（３）相談件数の年度別推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
（４）相談件数の月別推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
（５）相談方法別件数および構成比・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
（６）男女別件数および構成比 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
（７）年代別件数および構成比 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（８）職業別件数および構成比 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
（９）住所別件数および構成比 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（10）商品大分類別件数および構成比　・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（11）商品大分類別上位件数および構成比 ・・・・・・・・・・・・・ 12
（12）商品・サービス別件数上位　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（13）内容別件数および構成比 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（14）処理結果別件数および構成比・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（15）特殊販売に関する件数および構成比　・・・・・・・・・・・・・15
（16）多重債務相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（17）住宅関連の消費者トラブル相談会・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

機　構

民生局――地域支援部――
――市民相談室――― 消費生活センター（１０人）
　　├― 所　長　　（１人）
　　├― 職　員　　（１人）
　　└― 消費生活相談員　（８人）

組織の変遷について

昭和 44 年 10 月	経済部商工課消費生活係を設置する。
昭和 48 年 10 月	経済部消費生活課を設置し、係を消費生活係、生活安全係、流通対策係及び計量係の４係とする。
昭和 50 年４月	経済部消費生活課の組織を消費生活安全係、流通対策係、及び計量係の３係とする。
昭和 63 年４月	経済部消費生活課の組織を消費流通係及び計量係の２係とする。
平成５年５月	横須賀市立総合福祉会館内に消費生活センター開設。
平成６年４月	経済部消費生活課消費流通係を消費生活係と係名を変更する。
平成８年４月	経済部消費生活課と商工振興課を合併して商工・消費生活課とし、消費生活係を消費生活センターとする。
平成 10 年４月	係制を廃止し主査制とする。計量業務は消費生活センターに編入する。
平成 18 年４月	機構改革により市民部市民生活課に編入される。
平成 22 年１月	消費生活センター条例制定。
平成 22 年４月	機構改革により独立した課として位置づけられ、市民部消費生活センターとなる。
平成 24 年４月	係制を導入し、市民部消費生活センターの組織を消費生活係及び計量係の２係とする。
令和２年４月	機構改革により市民部市民生活課に編入される。係制を廃止し主査制とする。
令和４年４月	機構改革により市民部は地域支援部となり、民生局に編入される。
令和５年４月	相談体制の強化のため、課相当の「市民相談室」として市民相談室と消費生活センター（計量業務を除く。）が集約される。計量担当の業務は経済部経済企画課に編入される。
令和５年５月	消費生活センターを市役所本庁舎の市民相談室内に移転する。

消費者啓発育成

１　消費者情報の提供（昭和 56 年度から実施）

消費生活に関する情報誌やリーフレット、パネル、回覧物等を作成し、市民に配布・展示した。

（１）　情報誌・リーフレットの作成配布

資料の名称	部数	配布先
くらしのニュース	9,000 部 (3,000 部×３回)	公共施設、郵便局および信用金庫
くらしの豆知識 （国民生活センター編集）	1,000 部	消費者講座受講者並びに連合町内会、社協及び民協の会長など
よこすか消費生活レポート	9,000 部 (3,000 部×３回)	公共施設、郵便局および信用金庫

※上記のほか、随時広報よこすかに記事を掲載し、情報提供を行った。

（２）　パネル展示

年度	テーマ	展示場所※
令和２年度	悪質商法などの被害を防ぐには (悪質商法の手口とその対応策など)	消費生活センター 市役所本庁舎 各行政センター
令和３年度	悪質商法などの被害を防ぐには (悪質商法の手口とその対応策など)	消費生活センター 市役所本庁舎 各行政センター コースカベイサイドストアーズ
令和４年度	悪質商法などの被害を防ぐには (悪質商法の手口とその対応策など)	消費生活センター 市役所本庁舎 各行政センター コースカベイサイドストアーズ

※市役所本庁舎、各行政センターについては巡回展示を行った。

（３）広報掲示板へのポスター掲示

内容	掲示期間
悪質商法にご用心！（作製）	７月 25 日（月）～８月９日（火）
悪質商法にご用心！（作製）	３月 25 日（土）～４月９日（日）

２　消費者講座（昭和 54 年度から実施）

時宜に適した消費生活上の問題をテーマに取上げ、受講者の質的な向上と知識の普及を目的として実施した。なお、平成６年度から保育制度（１歳以上）を実施している。

（実施内容）

回	実施日	テーマ	講師名	受講者数
1	８月 20 日（土）	落語で楽しく学ぶ悪質商法撃退法！	落語家　夢見亭　わっぱ	34 人
2	９月 22 日（木）	終活について～エンディングノートの書き方～	ラビエＦＰ事務所 代表　西村　ゆかり	45 人
3	10 月 20 日（木）	シニア向け、スマホやネットのトラブル回避術！	特定非営利活動法人 NPO 情報セキュリティフォーラム事務局	26 人
4	11 月 14 日（月）	相続と遺言	弁護士　廣瀬　和之	28 人
5	12 月 15 日（木）	今どきの葬儀・お墓の事情	日本ｴﾝﾃﾞｨﾝｸﾞｻﾎﾟｰﾄ協会 理事長　佐々木　悦子	30 人
6	１月 19 日（木）	知って納得　賢いメンテナンスで長持ち我が家	一般社団法人　神奈川県建築事務所協会　横須賀支部	20 人
7	２月 22 日（水）	知っておきたい薬の知識	横須賀市薬剤師会 理事　山崎 秀人	24 人
合　　計（７回　平均 30 人）				207 人

※会場は横須賀市総合福祉会館視聴覚研修室ほか、時間は 13 時 30 分から 15 時 30 分。

３　食のセミナー（平成 15 年度から実施）

食の安全に対する意識を高めるとともに、食情報の提供を目的に実施した。

（実施内容）

回	実施日	テーマ	講師名	受講者数
1	７月 21 日（木）	テレビでは話せない 食品安全のうら話 2022	消費者問題研究所 代表　垣田　達哉	35 人
合　　計（１回　35 人）				35 人

※会場は横須賀市総合福祉会館視聴覚研修室、時間は 13 時 30 分から 15 時 30 分。

４　悪質商法被害防止講座（平成 13 年度から実施）

消費者が、悪質商法の被害に遭わないよう、消費生活相談員等による講話と質疑応答の形式で実施した。開催場所は市内の各地域。

（実施内容）

回	実　施　日	受講団体名	内　　容	講　師　名	受講者数
1	５月13日（金）	岩戸３丁目町内会	悪質商法被害防止	消費生活相談員 古濱　雅子	24人
2	６月21日（火）	岩戸中央町内会	悪質商法被害防止	消費生活相談員 古濱　雅子	20人
3	７月３日（日）	岩戸２丁目ふれあいサロン	悪質商法被害防止	消費生活相談員 古濱　雅子 前田　裕子	18人
4	７月11日（月）	岩戸４丁目町内会	悪質商法被害防止	消費生活相談員 竹淵　智子	30人
5	９月30日（金）	佐原町内会ボランティアチームわたぼうし	悪質商法被害防止	消費生活相談員 古濱　雅子	24人
6	10月28日（金）	仮屋ヶ崎町内会	悪質商法被害防止	消費生活相談員 布施　文子	13人
7	11月５日（土）	根岸ＣＭＫ自治会	悪質商法被害防止	消費生活相談員 近藤　雅子	14人
8	11月19日（土）	粟田町内会	悪質商法被害防止	消費生活センター職員の業務対応	24人
9	11月28日（月）	大作町内会	悪質商法被害防止	消費生活相談員 前田　裕子	18人
合　　計　　（９回　平均 21人）					185人

５　高校生向けくらしの出前講座　（平成 15 年度から実施）

消費者の権利や契約に関わる知識の習得を通じ、消費生活全般について正しい判断や主体的に行動ができる能力の育成を図るため、市内の高等学校に在学する高校生を対象に実施した。

（実施内容）

回	実　施　日	受講高校名	講　座　内　容	受講者数
1	11月24日（木）	三浦学苑高等学校 ３年生	神奈川県司法書士会による 法律講座及びビデオ上映	400人
2	１月25日（水）	緑ヶ丘女子高等学校 ３年生	同　上	100人
合　　計　　（２回　平均250人）				500人

６　くらしの移動教室（昭和 53 年度から実施）

地域の消費者グループの希望するテーマで実施した。

消費生活相談員等による講話と質疑応答の形式であり、開催場所は市内の各地域。

（昭和 47 年度から「消費生活懇談会」として実施。昭和 53 年度から現在の教室に変更）

（実施内容）

回	実施日	申込団体名	テーマ	講師名	受講者数
1	実績なし				0人
合　　計（　0回　平均0人）					0人

７　消費者啓発出前寄席（令和４年度から実施）

令和元年度から３年間実施していた落語や寸劇などを用いた消費者啓発モデル事業について、令和４年度以降、引き続き市民活動団体と連携し、落語や寸劇などを用いた出前寄席を行って啓発講座の敷居を低くし、楽しみながら悪質商法の手口を学べるよう実施した。

（実施内容）

回	実　施　日	受講団体名	内　　容	講　師　名	受講者数
1	１月21日（土）	湘南山手吉井自治会	消費者啓発 出前寄席	噺の創造社	24人
合　　計　　（１回　平均 24人）					24人

８　消費生活二法等立入検査（家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法は昭和 56 年に、他３法は平成 24 年度に県から権限委譲）

消費者が数多くの商品から品質や性能を正しく選択する目安となる「家庭用品品質表示法」に規定される表示と、商品の安全性について正しく判断することが困難な特定製品について、安全基準に合格した製品のみを流通させるために製品安全に関する各法律で表示を義務付けている PSC マーク、PSE マーク、PSTG マーク、PSLPG マークの表示について、遵守状況の確認・改善を目的として、販売店舗への立入検査を例年は実施するが。令和４年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全て中止とした。

（実施内容）

法　律　名	実　施　日	実施区域	立　入 店舗数	検査点数	不適正 点　数
家庭用品品質表示法	実績なし	北下浦・西行政センター管内	０店舗	０点	０点
消費生活用製品安全法			０店舗	０点	０点
電気用品安全法		市内全域	０店舗	０点	０点
ガス事業法			０店舗	０点	０点
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律			０店舗	０点	０点

※立入店舗数は法律名ごとに計上している。立ち入った実店舗数は０店舗である。

９　行政職員向け悪質商法被害防止研修

平成30年度以降、人事課研修係の予算を使って行政問題セミナーとして実施していたが、同事業の廃止により、令和２年度から当センターにて予算計上し、実施することとした。（令和２年度は新型コロナの影響により実施せず）

（実施内容）

回	実施日	団　体　等	講座内容	講師名	受講 者数
1	１月31日（火）	横須賀市職員向け	悪質商法の手口を知って市民を見守る	弁護士 西村　誠	31人
合　　計（　１回　31人）					31人

１０　悪質商法被害防止のための民生委員等研修会

地域における高齢者を消費者被害から守るため、地域に密着した民生委員や社会福祉推進員に対し、悪質商法に関する研修を実施した。

（実施内容）

回	実　施　日	受　講　団　体　名　称	講　師　名	受講者数
1	６月８日（水）	大津地区民生委員児童委員協議会（民生委員、児童委員）	消費生活相談員 古濱　雅子	38人
2	８月23日（火）	横須賀市教育委員会（小学校教員）	消費生活相談員 近藤　雅子	14人
3	８月24日（水）	横須賀市教育委員会（中学校・高校教員）	消費生活相談員 大原　英芳	５人
4	11月10日（木）	田浦中学校区青少年活動地域連絡会（青少年育成推進員等）	消費生活相談員 大原　英芳	35人
5	12月３日（土）	横須賀市安全・安心まちづくり推進連絡協議会（事業者等）	消費生活相談員 竹淵　智子	100人
6	３月９日（木）	ひだまりの会（民生委員、社会福祉推進委員）	消費生活相談員 古濱　雅子	39人
合　　計（６回　平均 39人）				231人

消費生活相談

1　消費生活相談（昭和44年度から実施）

商品に対する苦情や疑問、販売方法、サービス等から生じる各種トラブルの解決を図るため、また、消費生活に関する情報提供の窓口として、消費生活相談員等により消費生活相談を次のとおり実施した。

（1）相談窓口（平成５年５月20日から消費生活センターに開設）

相談場所	相談日	受付時間
消費生活センター	月曜日から金曜日（年末年始、祝祭日を除く）	午前９時から午後４時※

※平成28年４月１日から変更

（2）年間相談日数と件数

相談日数　243 日
相談総件数　3,083 件
［月平均　256.9 件
日平均　12.7 件］

（内訳）
苦情　2,908 件
問合せ　175 件

（3）相談件数の年度別推移

年度	苦情		問合せ		合計	対前年度比
28年度	2,638	94.1%	164	5.9%	2,802	－
29年度	2,686	96.3%	102	3.7%	2,788	−0.5%
30年度	3,765	97.0%	118	3.0%	3,883	+39.3%
令和元年度	3,166	95.6%	147	4.4%	3,313	−14.7%
令和２年度	2,905	93.0%	219	7.0%	3,124	−5.7%
令和３年度	2,624	92.9%	201	7.1%	2,825	−9.6%
令和４年度	2,908	94.3%	175	5.7%	3,083	+9.1%

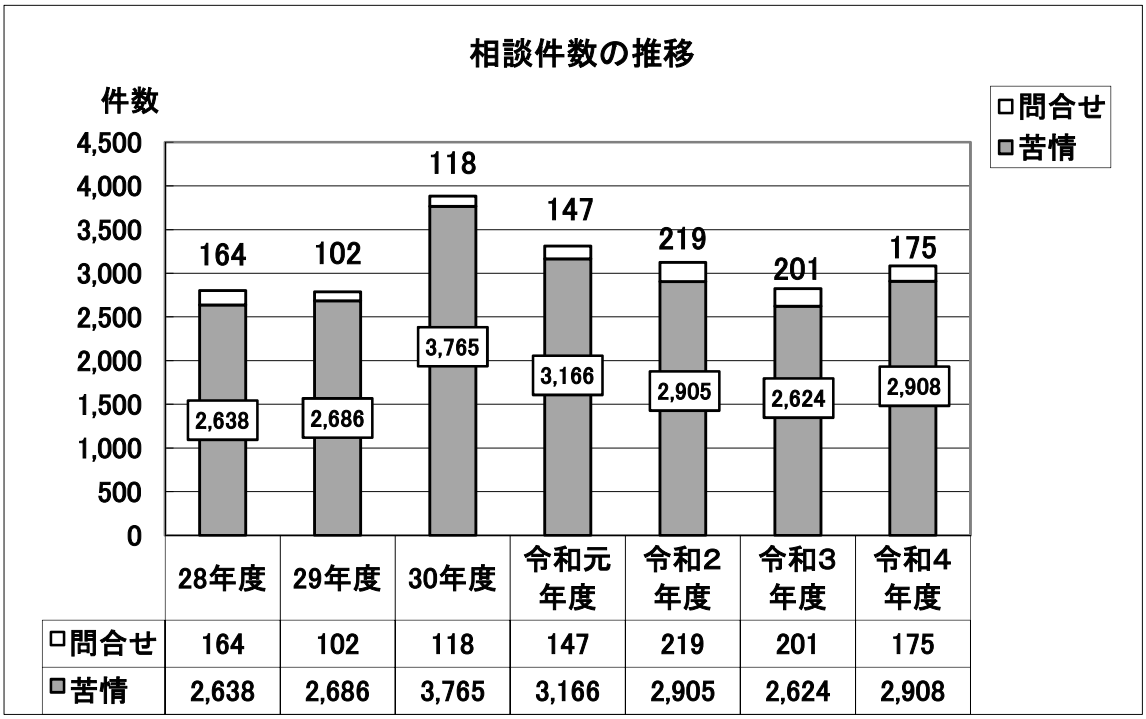

（４）相談件数の月別推移（過去３年間）

	令和２年度			令和３年度			令和４年度		
	苦 情	問合せ	計	苦 情	問合せ	計	苦 情	問合せ	計
４ 月	244	10	254	238	26	264	276	8	284
５ 月	238	16	254	209	21	230	218	14	232
６ 月	279	9	288	220	14	234	237	14	251
７ 月	240	13	253	204	16	220	228	21	249
８ 月	214	14	228	210	23	233	245	16	261
９ 月	254	25	279	208	20	228	242	20	262
10 月	251	18	269	217	20	237	253	18	271
11 月	232	26	258	236	8	244	248	23	271
12 月	228	16	244	213	9	222	225	9	234
１ 月	208	24	232	226	16	242	235	4	239
２ 月	231	22	253	204	14	218	246	11	257
３ 月	286	26	312	239	14	253	255	17	272
合 計	2,905	219	3,124	2,624	201	2,825	2,908	175	3,083

（５）相談方法別件数および構成比

方 法	件 数	構成比
電 話	2,690	87.3%
来 訪	385	12.5%
文 書	8	0.3%
合 計	3,083	

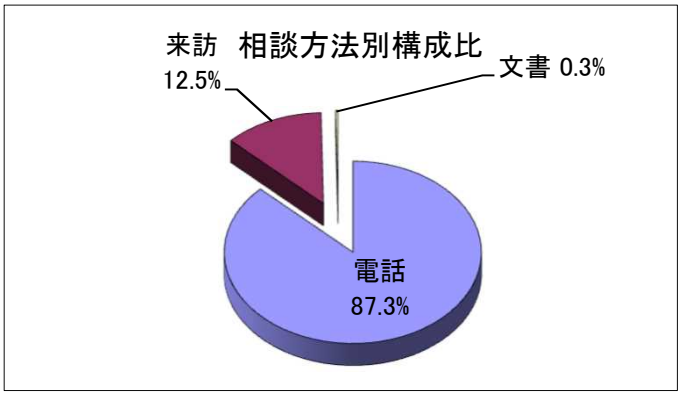

（６）男女別件数および構成比
（契約当事者）

性 別	件 数	構成比
男 性	1,354	43.9%
女 性	1,534	49.8%
不 明	195	6.3%
合 計	3,083	

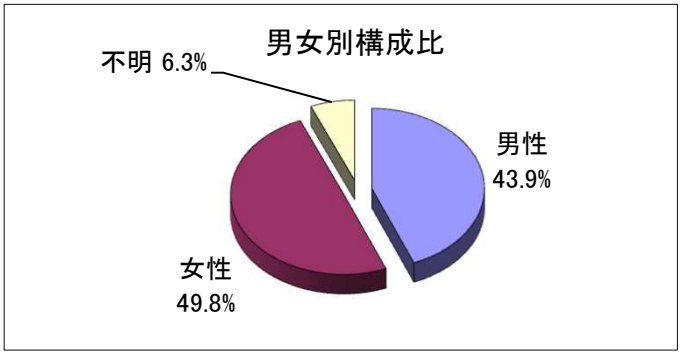

（７）年代別件数および構成比（契約当事者）

年 代	20歳未満	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 歳 以 上	不明	合 計
件 数	62	225	216	367	504	440	947	322	3,083
構成比	2.0%	7.3%	7.0%	11.9%	16.3%	14.3%	30.7%	10.4%	

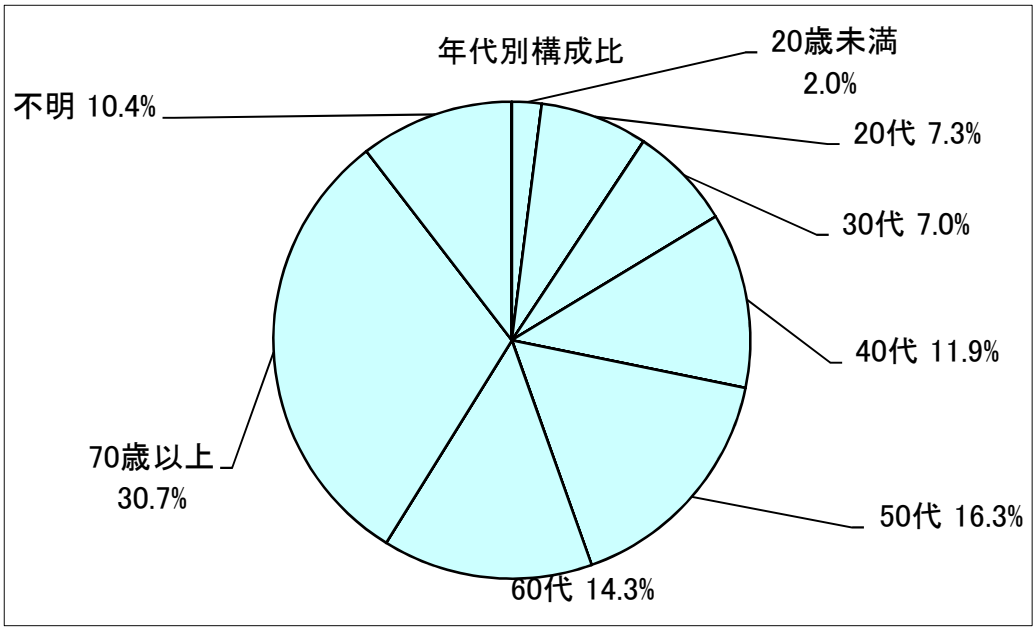

（８）職業別件数および構成比（契約当事者）

職 業	給与生活者	自営・自由業	家事	学生	無職	その他	合計
件 数	1,156	89	540	90	901	307	3,083
構成比	37.5%	2.9%	17.5%	2.9%	29.2%	10.0%	

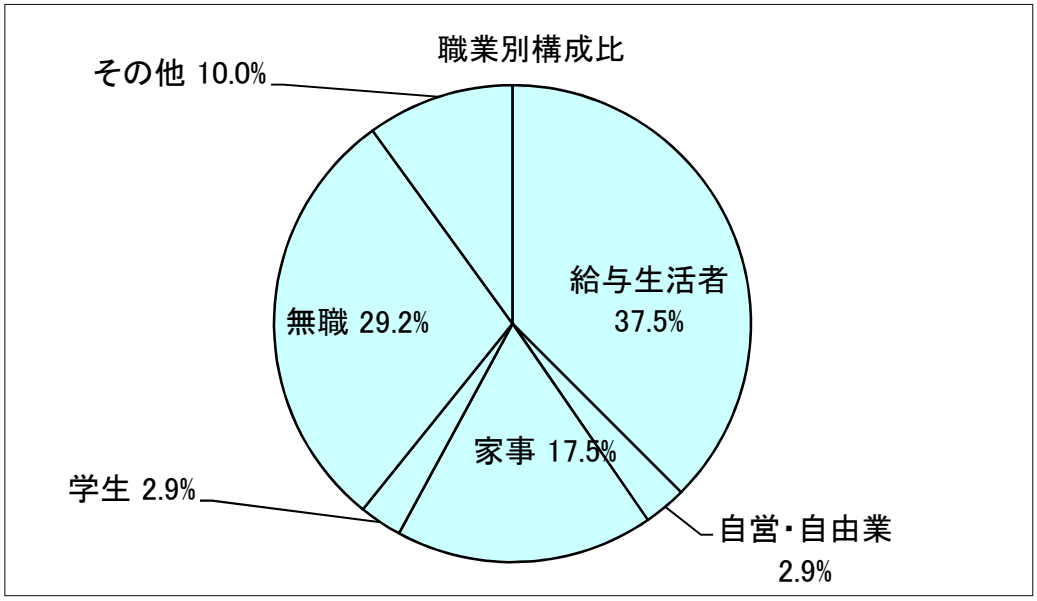

（９）住所別件数および構成比（契約当事者）

地　　域	苦　　情	問　合　せ	合　　計	構　成　比
市　　内	2,713	150	2,863	92.9%
そ　の　他	36	4	40	1.3%
無　回　答	159	21	180	5.8%
合　　計	2,908	175	3,083	

(10) 商品大分類別件数および構成比

分　　類		苦　情	問 合 せ	合　計	構 成 比
商品	A 商品一般	230	15	245	7.9%
	B 食料品	178	6	184	6.0%
	C 住居品	148	8	156	5.1%
	D 光熱水品	80	7	87	2.8%
	E 被服品	168	1	169	5.5%
	F 保健衛生品	309	1	310	10.1%
	G 教養娯楽品	236	12	248	8.0%
	H 車両・乗り物	55	2	57	1.8%
	I 土地・建物・設備	132	10	142	4.6%
	J 他の商品	2	0	2	0.1%
小　　計		1,538	62	1,600	
商品間連役務	K クリーニング	7	0	7	0.2%
	L レンタル・リース・貸借	89	9	98	3.2%
	M 工事・建築・加工	212	10	222	7.2%
	N 修理・補修	74	1	75	2.4%
	O 管理・保管	4	0	4	0.1%
小　　計		386	20	406	
役務一般	P 役務一般	22	1	23	0.7%
	Q 金融・保険サービス	159	5	164	5.3%
	R 運輸・通信サービス	197	5	202	6.6%
	S 教育サービス	6	0	6	0.2%
	T 教養・娯楽サービス	243	4	247	8.0%
	U 保健・福祉サービス	162	21	183	5.9%
	V 他の役務	159	14	173	5.6%
	W 内職・副業・ねずみ講	20	1	21	0.7%
	X 他の行政サービス	11	10	21	0.7%
小　　計		979	61	1,040	
Z 他の相談		5	32	37	1.2%
合　　計		2,908	175	3,083	

（11）商品大分類別上位件数および構成比

分類		件数	構成比	主な内容
1	保健衛生品	310	10.1%	化粧品、理美容器具・用品
2	教養娯楽品	248	8.0%	パソコン・パソコン関連用品、電話機、書籍・印刷物
3	教養･娯楽サービス	247	8.0%	教室・講座、各種会員権
4	商品一般	245	7.9%	架空請求等
5	工事･建築･加工	222	7.2%	新築、増改築
6	運輸･通信サービス	202	6.6%	放送・通信サービス、インターネット通信サービス
7	食料品	184	6.0%	健康食品、飲料
8	保健･福祉サービス	183	5.9%	医療、理美容、老人福祉サービス
9	他の役務	173	5.6%	外食・食事宅配、冠婚葬祭
10	被服品	169	5.5%	紳士・婦人洋服、和服、アクセサリー
11	金融･保険サービス	164	5.3%	融資サービス、預貯金・証券等
12	住居品	156	5.1%	空調・冷暖房機器
13	土地･建物･設備	142	4.6%	土地、集合住宅、戸建住宅
14	レンタル･リース･貸借	98	3.2%	レンタルサービス、不動産貸借
15	光熱水品	87	2.8%	電気・ガス・水道
	上記以外の相談	253	8.2%	
	合計	3,083		

(12) 商品・サービス別件数上位

ア 全体上位

	商品名	件数
1	化粧品	249
2	商品一般	245
3	工事・建築・加工	222
4	役務その他	143
5	レンタル・リース・貸借	98
6	他の教養・娯楽	93
7	健康食品	82
8	修理・補修	75
9	他の教養・娯楽品	73
10	インターネット通信サービス	71
11	理美容	63
12	娯楽等情報配信サービス	62

イ 年代別上位

(ア) 20歳未満

	商品名	件数
1	他の教養・娯楽	16
2	化粧品	9
3	商品一般	4
	娯楽等情報配信サービス	4
5	他の教養娯楽	3
	他の金融関連サービス	3
	医療	3

(イ) 20歳代

	商品名	件数
1	理美容	40
2	他の教養娯楽	17
3	教室・講座	16
4	他の金融関連サービス	11
5	役務その他	9

(ウ) 30歳代

	商品名	件数
1	レンタル・リース・貸借	31
2	商品一般	17
3	他の教養娯楽品	11
4	化粧品	10
5	工事・建築・加工	9

(エ) 40歳代

	商品名	件数
1	化粧品	25
2	商品一般	22
3	レンタル・リース・貸借	16
4	紳士・婦人洋服	15
5	他の教養・娯楽	14

(オ) 50歳代

	商品名	件数
1	化粧品	79
2	工事・建築・加工	35
3	商品一般	31
4	役務その他	18
5	健康食品	16

(カ) 60歳代

	商品名	件数
1	化粧品	55
2	商品一般	34
3	工事・建築・加工	24
	役務その他	24
5	インターネット通信サービス	16

(キ) 70歳以上

	商品名	件数
1	工事・建築・加工	117
2	商品一般	78
3	化粧品	62
4	役務その他	56
5	修理・補修	39

（13）内容別件数および構成比（相談件数）

相談内容	件数	構成比
安全・衛生	97	1.6%
品質・機能	354	5.8%
法規・基準	50	0.8%
価格・料金	528	8.7%
計量・量目	5	0.1%
表示・広告	330	5.4%
販売方法	1,762	29.0%
契約・解約	2,425	39.9%
接客対応	482	7.9%
包装・容器	2	0.0%
施設・設備	4	0.1%
買物相談	10	0.2%
生活知識	7	0.1%
その他	26	0.4%
相談件数	3,083	―

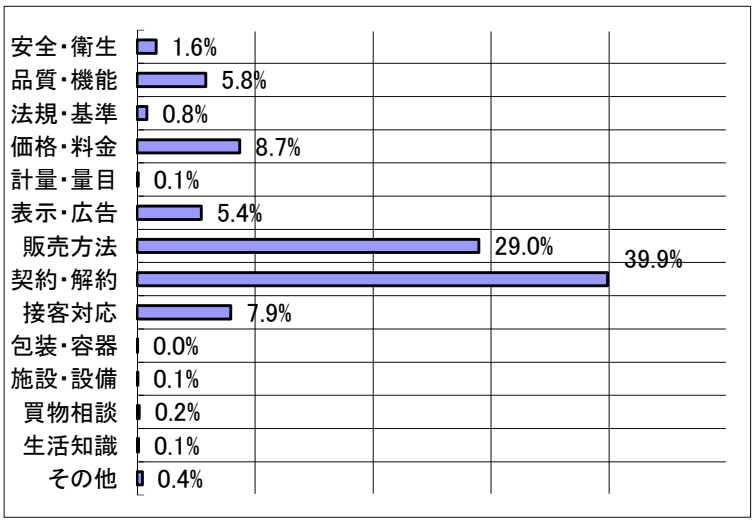

＊「相談内容」は、１件の相談に付き複数の項目が選択される場合があります。

（14）処理結果別件数および構成比（令和５年５月25日現在）

処理結果	苦情	問合せ	合計	構成比
他機関紹介	82	36	118	3.8%
助言（自主交渉）	1,834	93	1,927	62.5%
情報提供	139	32	171	5.5%
斡旋解決	596	5	601	19.5%
斡旋不調	49	0	49	1.6%
処理不能	45	2	47	1.5%
処理不要	92	5	97	3.1%
継続中	71	2	73	2.4%
合計	2,908	175	3,083	

(15) 特殊販売に関する件数および構成比

ア 全体

区　　分	令和４年度	令和３年度	対前年度比
訪問販売	446	353	126.4%
通信販売	1,188	982	121.0%
マルチ・マルチまがい取引	17	22	77.3%
電話勧誘販売	156	107	145.8%
ネガティブ・オプション	5	4	125.0%
訪問購入	29	28	103.6%
その他無店舗販売	7	8	87.5%
合　　計	1,848	1,504	122.9%

イ 販売形態別上位件数

(ア) 訪問販売に関する件数

(令和４年度)

	商品・役務	件数
1	工事・建築・加工	147
2	修理・補修	54
3	役務・その他	30
4	空調・冷暖房・給湯設備	29
5	書籍・印刷物	23

(令和３年度)

	商品・役務	件数
1	工事・建築・加工	112
2	役務・その他	63
3	修理・補修	56
4	ガス	14
5	書籍・印刷物	12

(イ) 通信販売に関する件数

(令和４年度)

	商品・役務	件数
1	化粧品	237
2	他の教養・娯楽	83
3	健康食品	74
4	商品一般	67
5	娯楽等情報配信サービス	56

(令和３年度)

	商品・役務	件数
1	化粧品	114
2	他の教養・娯楽	85
3	商品一般	58
4	健康食品	46
5	紳士・婦人洋品	45

(ウ) マルチ・マルチまがい取引に関する件数

(令和４年度)

	商品・役務	件数
1	食器・台所用品	2
	教室・講座	2
	他の教養・娯楽	2
	内職・副業	2

(令和３年度)

	商品・役務	件数
1	健康食品	7
2	内職・副業	5
3	化粧品	2

（エ）電話勧誘販売に関する件数

（令和４年度）

	商品・役務	件数
1	魚介類	36
2	役務その他	16
3	インターネット通信サービス	15
4	商品一般	10
5	他の金融関連サービス	9

（令和３年度）

	商品・役務	件数
1	インターネット通信サービス	18
2	電気	10
3	工事・建築・加工	9
	電報・固定電話	9
4	魚介類	8

（オ）ネガティブオプションに関する件数

（令和４年度）

	商品・役務	件数
1	菓子類	1
	他の住居品	1
	紳士・婦人洋服	1
	書籍・印刷物	1
	他の教養娯楽品	1

（令和３年度）

	商品・役務	件数
1	商品一般	2
2	家具・寝具	1
	アクセサリー	1

（カ）訪問購入に関する件数

（令和４年度）

	商品・役務	件数
1	アクセサリー	8
2	商品一般	4
3	紳士・婦人洋服	3
4	書籍・印刷物	2
	時計	2
	他の商品	2

（令和３年度）

	商品・役務	件数
1	アクセサリー	9
2	和服	3
3	商品一般	2
	履き物	2

（キ）その他無店舗販売に関する件数

（令和４年度）

	商品・役務	件数
1	飲料	2
2	家具・寝具	1
	他の教養娯楽品	1
	レンタル・リース・賃借	1
	移動通信サービス	1
	役務その他	1

（令和３年度）

	商品・役務	件数
1	油脂・調味料	1
	飲料	1
	医療用具	1
	他の教養娯楽品	1
	自転車用品	1
	他の金融関連サービス	1
	役務その他	1
	修理補修	1

（16）多重債務相談

平成19年４月21日、政府の多重債務者対策本部において多重債務問題改善プログラムが決定され、国や地方自治体及び関係団体が一体となって多重債務に関して取り組んでいくこととしている。

平成27年まで実施していた弁護士による多重債務特別相談は、県補助金の終了により廃止したが、一般の消費生活相談として受け付け、必要に応じて弁護士会等が開設している相談窓口へつなげ、適切な処理を行っている。

相　談　日	場　　所	相談受付時間	相談者数
月曜日から金曜日（年末年始、祝祭日を除く）	消費生活センター	午前９時～午後４時まで	21人

（17）住宅関連の消費者トラブル相談会

本市の企画提案型市民協働モデル事業として、横須賀建築設計事務所協会と協定を結び、「住宅関連の消費者トラブル相談会」を平成29年度から３年間開催していたが、令和元年度をもってモデル事業は終了した。令和２年度から当センターにて予算計上し、引き続き建築士の専門的な所見が得られる体制を整えている。

相　談　日	場　　所	相談受付時間	相談者数
毎月第２、第４水曜日（予約制）	消費生活センター	午後１時30分～午後４時30分まで	16人

消 費 生 活 行 政 概 要
－令和４年度版－

（発行）　〒238-8550
横須賀市小川町 11 番地　横須賀市役所本庁舎２号館１階
横須賀市民生局地域支援部市民相談室消費生活センター
電話：046－821－1312　（ダイヤルイン）
ﾌｧｸｽ：046－821－1315
（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ）https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/kurashi/bosai/shohi/index.html